

だれでも判事、だれでも原告、だれでも被告

裁判ごっこ NEWS



2号 (2023年7月20日)

発行・問い合わせ:「自由と人権」榎本 (090-1884-5757)

1、この裁判の重大な意味

チラシ配置拒否裁判には2つの重大な意味があることを忘れてはならない。

ひとつは、佐伯芳幸東大和市立中央公民館長(当時)によるチラシ配置許可権限を利用した不当なチラシ書き換え要求があったということ。高裁判決で違法性が認定されたのは、行政手続法第7条の「申請に対する審査、応答」義務違反だが、その違法行為によってチラシ書き換えが要求されたということである。これは憲法第21条の表現の自由の侵害に直結する。すなわちすべての市民にとって、何時その当事者になってもおかしくない、普遍的な事案であるということである。

もう一つ、見落としとしてはならない重大な側面がある。書き換えを命じられたチラシの内容が、原告榎本が東大和市を相手取って起こした別件の損害賠償請求訴訟(「陳情不上程告発裁判」)に関するものであり、チラシ書き換えを命じた佐伯東大和市立中央公民館長が別件裁判の被告東大和市の一翼に位置する人物、つまり関係者の一人であるということである。この事実は、憲法第21条の集会、結社の自由の侵害、ならびに同2項の検閲にあたる可能性が高いということになる。

本裁判、および確定判決後の市側の対応について理解するうえで、この2つの事実を抜きにすることはできない。

2、和地市長の問題発言と印象誘導

本年6月15日の市長答弁(「一部敗訴」発言、一審・二審同等評価発言)が誤りであることは、すでに本通信1号で述べた。

チラシ配置拒否事件に関する和地仁美東大和市長の答弁を改めて全文(一部省略あり)を再現する。

中央公民館チラシ配置にかかる損害賠償請求事件にかかる弁護士費用等についてであります、現在までの支払金額は140万8000円であります。次に(中略)再発防止についてであります、本件裁判につきましては、一審で市側勝訴、二審で市側一部敗訴となり(「一部」を強調して発声)、裁判所でさえ判断が分かれる事案でありました。この判決を真摯に受け止め、公民館の適切な運営に一層努めてまいります。」(カッコ内、および下線は引用者)

和地市長の問題答弁はこちらから聞くことができる



この答弁には誤りがあるばかりでなく、意図的な印象誘導がある。

すなわち、一審と二審を等価に列挙することによって、高裁判決で認定された東大和市の違法性を相対化しようとしていることである。俗な言い方をすれば「違法行為と云って大したことないんじゃないの……」という印象を与えようとしている。これはとんでもないことである。一審と二審は等価ではないどころか、比較の対象にすらならない。二審判決は上告されない限り、一審判決に対して絶対的な優位性を持つものである。

このことは「一部敗訴」についてもいえる。「一部敗訴」ということは、「ほぼ勝訴」ということを意味する。本通信1号でも述べたので詳しくは書かないが、高裁判決が行政手続法違反を認定し、国家賠償法による損害賠償を被告東大和市に命じたということは、被告東大和市にとっては全面敗訴に近く、原

【裏面に続く】

告にとっては完全勝訴に近いことを意味する。このことを逆転させて印象付けようという意図がここには見られるのである。市長の姑息な言い逃れと言ってもいい。

3、被告東大和市長と原告の応答

答弁から見てくる裁判に対する市長の認識と、高裁判決に対する手前勝手なこじつけは、原告（違法な行政処分による被害者）に対する市長の対応によく反映されている。

高裁判決を受けて、原告が再三の面談要請（6月8日・同月22日）をしたにもかかわらず、これに**応えず、損害賠償金支払い手続きに協力をお願いしたいという文章を、市長は一方向的に送りつけてくる始末である**（6月21日・同月30日・7月6日、30日付文書の中に「(お願い)」との表題あるが、他には表題すらなし）。しかも、伊藤智現中央公民館長を使ってである。これらは回答期限さえ大幅に遅延しものだが、そもそも原告が先に市長に提出した要請書（面談要請）に対する回答ですらない。

上記面談要請書に対する市長の対応からみて、市長自身に面談の意志なしと原告は判断し、これまでは原告が市長室を訪れての面談を前提としてきたが、**以降は市長自身が原告を訪うよう伝える（7月6日伊藤現館長宛メール、その内容は秘書広報課でも共有）**。むしろこれが本来の姿である。そのうえで原告は7月6日付で要請書（請願書）を東大和市長に提出した（面談に**応えなかった理由を、当初は「多忙」**を理由としていたが、これすら優先順位をはき違えたものである。市長に面談の意思なしとは、後日、加藤泰正秘書広報課長に直接会って確認した）。

要請書（請願書）の内容はこちらから見る事ができる



東大和市公務員による違法行為の**再発防止を本気で考えるなら、被害を受けた市民に対する謝罪、違法処分をした職員と任命権者である市長の処分、これら一連の事実を市民、市職員に対して公表することが最も有効な方法であることは言うまでもない。**

その第1歩が被告和地市長には踏み出せない。市政のトップにあるものとして、情けない限りである。

反対に東大和市長はこれら一切をスルーし、賠償金だけ払って終わりにしようとしている。市長としての自覚も、一市民としての常識すらないと言わねばならない。

東大和市議会議員にもこの事実を陳情し、善処を要望したが、このような現状を許すようであれば、議会も一蓮托生ということになる。9月議会が待たれる所以である。

4、さいたま市での事例

表現の自由に関わる訴訟としては、「9条俳句訴訟」が有名である。

2014年、さいたま市内の俳句サークル会員の女性が詠んだ「梅雨空に『九条守れ』の女性デモ」の句が公民館だよりに掲載されなかったことを不当とし、損害賠償請求訴訟をおこした。最高裁まで争われたが、2018年12月、俳句の不掲載を違法と認め、市に5,000円の損害賠償金支払いを命じた東京高裁判決が確定した。2019年2月、さいたま市はこれを受け、原告女性に謝罪し、俳句の掲載を行った。

これがまともな判断ができる被告たる市の対応というものである。しかるに東大和市長はどうか。行政手続法違反を指摘されても、被害者に対する謝罪はおろか面談すらせず、行政上の違法行為を犯した者への処分や指導はなく、任命権者である市長自身、責任すら感じていない。判決が命じた損害賠償金を支払ってすべて終わりにしようとしている。法律とか判決とかいったものは社会の最低限のルールでしかないという社会的認識すら、和地市長にはないものとみえる。

過ちを認めないものは、再び同じ過ちを犯す。再発防止とは正反対の方向に進もうとしているのが、東大和市長の現在の姿である。